

# 平成 23 年度 私立高等学校等の学費支援制度のお知らせ



私立高校等に行きたいけど、  
学費が不安だなあ

神奈川県が応援します。

私立高校等への進学を、  
あきらめないで！！

① 就学支援金一律分 年 118,800円(授業料)  
⇒ 全員が対象(原則)



② 就学支援金加算分 最大 年 118,800円(授業料)  
⇒ 所得制限があります



③ 学費補助制度 最大 年 182,400円(授業料)  
99,000円(入学金)  
⇒ 所得制限と、居住・所在要件があります  
(県内在住かつ県内の私立高校等に通学)



④ 奨学金制度 最大 年 480,000円  
⇒ 所得制限等があります(貸付制度：原則として返還が必要です)  
中学3年生の時に予約の申込みができます



最大で、年間 **999,000円**の  
支援が受けられます！！

※ 所得や学校の授業料などの額により、実際の支援額は異なります



※ この内容は平成 23 年度のもので、24 年度以降は変更となる場合があります。

◎ 各支援制度の詳細は、リーフレットの中面をご覧ください！

◎ 裏面 4 ページに、年収別支援額の目安があります！

〔平成23年度の各制度の概要〕 ※ 24年度以降は変更となる場合があります。

① 高等学校等就学支援金（一律分）

② 高等学校等就学支援金（加算分）

対象者

- 住 所 日本国内に住所を有する者。
- 在 籍 校 私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校・各種学校(\*1)に在籍していること。（ただし、高等学校等を卒業した方や在学した期間が通算して36月を超える場合は対象外）  
\*1 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの
- 収入要件 「一律分」については、収入要件なし。  
「加算分」については、保護者の住民税の内、市町村民税所得割額が18,900円未満であること。（下記の表の**区分1～3**）

お申し込みは

- 申込手続 4月に在学する学校から一律分及び加算分(4月～6月分)について案内。  
→在学する学校へ一律分の申請。平成22年度市町村民税の額により、該当の場合は加算分(4月～6月分)についても申請。  
5月～6月に在学する学校から加算分(7月～翌年6月分)について案内。  
→平成23年度市町村民税の額により、該当の場合は在学する学校へ申請。

③ 私立高等学校等生徒学費補助金

対象者

- 住 所 生徒と保護者が共に**県内に在住**していること。
- 在 籍 校 **県内**の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること。（※他都道府県認可の広域通信制高校及びその「技能連携校」や「サポート校」は対象外です。）
- 収入要件 保護者の住民税の内、市町村民税所得割額が193,380円未満であること。（下記の表の**区分1～5**）

お申し込みは

- 申込手続 5月～6月に在学する学校から申請について案内。  
→在学する学校へ申請。

学費軽減額（上記①②及び③の制度について）

区 分（「市町村民税所得割」（住民税の一部）の額は、父母の額を合計したもの。記載の額は、平成23年度の場合。）		①+②+③ 支援額合計	①②就学支援金 （一律+加算）	③学費補助金
入学金(以下の1～5に該当する場合)		99,000円	—	99,000円
授 業 料	1 所得区分Ⅰ（生活保護世帯）	420,000円	237,600円	182,400円
	2 所得区分Ⅱ（市町村民税所得割非課税世帯）	420,000円	237,600円	182,400円
	3 所得区分Ⅲ（市町村民税所得割額18,900円未満世帯）	267,600円	178,200円	89,400円
	4 所得区分Ⅳ（市町村民税所得割額88,860円未満世帯）	214,800円	118,800円	96,000円
	5 所得区分Ⅴ（市町村民税所得割額193,380円未満世帯）	193,200円	118,800円	74,400円
	6 市町村民税所得割額193,380円以上世帯	118,800円	118,800円	—

<上記表の**市町村民税所得割額(ゴシックの部分)**については、次の書類等で確認できます。>

- 給与所得者(サラリーマン等)の場合  
…「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」、「課税証明書(お住まいの市区町村の市民税課等窓口で発行)」
- 給与所得者以外(事業者等)の場合  
…「市町村民税・県民税納税通知書」、「課税証明書(お住まいの市区町村の市民税課等の窓口で発行)」

※ 学校への入学金・授業料納付額によっては、軽減される額が減額されます。(学校への納付額以上には軽減されません。)  
※ 「②高等学校等就学支援金(加算分)」は、年度途中で切り替わります。(4月～6月分は、22年度の市町村民税所得割額を基準に、7月～翌年6月分は23年度の市町村民税所得割額を基準に、支給の有無が決定されます。)

#### ④ 神奈川県高等学校奨学金

##### 貸付対象

- 住 所 県内に在住し、県内の高等学校等に在学する者又は保護者が県内に在住し、高等学校等に在学する者
- 在 籍 校 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程

##### 応募要件

- 収入要件 主な生計維持者の認定所得が554万円（年収800万円程度）以下の者  
※世帯構成により変わりますので、詳しくは募集要領をご覧ください。
- 成績要件 1年生は、学校長が推薦する者  
2年生以上は、前年度の評価平均値が3.0以上の者  
※なお、平成23年度までは、緊急経済対策として、2年生以上も学校長が推薦する者に緩和しています。

奨学金の貸付けは、選考により決定しますので応募要件を満たしていても、応募者が多数の場合は貸付けを受けられないことがあります。

##### 貸付内容

- 貸付額 国公立 年 216,000円又は 240,000円 ※ 月額 18,000円又は 20,000円  
私立 年 360,000円又は 480,000円 ※ 月額 30,000円又は 40,000円
- 貸付期間 4月から翌年3月までの1年間
- 貸付方法 4月分から9月分を7月下旬に、10月分から12月分を10月下旬に、1月分から3月分を1月下旬に本人が指定した銀行口座に振り込みます。

##### 返還方法

- 返還開始 卒業後6か月経過した後から
- 返還期間 貸付期間の4倍以内の期間
- 回数・返還月 年賦（12月）、半年賦（7月と12月）又は月賦から選びます。
- 返還猶予 進学した場合等に申請により返還猶予が可能です。
- 返還免除 一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。  
詳しくは、募集要領をご覧ください。

##### お申し込みは

- 募集要領等 募集要領、願書等は学校にありますので、担任の先生等にお申出ください。  
また、申請手続きについては、各学校の担当者にお問い合わせください。
- 連帯保証人 連帯保証人が2人（保護者1人と別生計の者1人）必要になります。
- 提出先 学校長の推薦が必要ですので、各学校を通じて手続きをしてください。
- 申込期限 定期採用の募集は4月に行いますので、各学校が定める期限までお申込みください。期限に遅れた場合は、貸付時期が遅れることがありますので必ず期限内にお申込みください。

※ 家計が急変するなどして、奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時に受け付けを行います。

##### 予約採用(中学3年生の時に予約の申込みをすることができます)

- 募集要領等 詳しくは、10月頃に募集要領、申込書等を作成し中学校を通じてご案内しますので中学校の担任の先生等にお申出ください。
- 提出先 教育委員会学校経理課へ直接提出してください。
- 進学後の手続 進学した高等学校等を通じて進学後の手続きをしてください。
- 貸付方法 4月分から6月分を5月下旬に、7月分から9月分を7月下旬に、10月分から12月分を10月下旬に、1月分から3月分を1月下旬に本人が指定した銀行口座に振り込みます。

**以下に示す「年収」は、おおよその目安です。**

実際の基準は、

- ◆ ②就学支援金加算分 } 住民税の一部（「市町村民税 所得割額」→ 基準額は、P2の下表に記載）
  - ③学費補助制度 }
  - ◆ ④奨学金制度：「認定所得額」
- としていますので、詳細は中面をご覧ください。

対象世帯区分	保護者の年収による区分（4人世帯の場合） ※ P2の下表の区分と対応します				
	所得区分Ⅰ／Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	所得区分Ⅴ	区分外
	年収 約250万円 未満 (生活保護世帯含む)	年収 約250万円 ～ 約350万円	年収 約350万円 ～ 約500万円	年収 約500万円 ～ 約750万円	年収 約750万円 以上
支援額合計	900,000円 (入学金) + 99,000円 計999,000円	747,600円 (入学金) + 99,000円 計846,600円	694,800円 (入学金) + 99,000円 計793,800円	673,200円 (入学金) + 99,000円 計772,200円	598,800円 または 118,800円

学費支援額（①②就学支援金＋③学費補助金＋④奨学金）〈年額〉 ※学校への納付額によっては額が調整されます					
学費支援制度の内訳	〔③学費補助金〕 182,400円				
	+	〔③学費補助金〕 89,400円			
	〔②就学支援金加算分〕 118,800円	+	〔③学費補助金〕 96,000円	〔③学費補助金〕 74,400円	
	+	〔②就学支援金加算分〕 59,400円			
	+	+	+	+	
	〔③学費補助金〕 入学金分 99,000円				
	+	+	+	+	
	〔④奨学金〕 ※貸付制度（原則として返還が必要です） 480,000円（年収約800万円程度以下）				
	+	+	+	+	
	〔①就学支援金一律分〕 118,800円（原則全員補助）				

【問い合わせ先】

平成23年9月作成

①②高等学校等就学支援金      ⇒      神奈川県県民局くらし文化部学事振興課  
③ 私立高等学校等生徒学費補助金      ⇒      電話 (045) 210-3793 (直通)

④ 高等学校奨学金      ⇒      神奈川県教育委員会教育局企画調整部学校経理課  
電話 (045) 210-8251 (直通)